

(別紙2) 【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定用】

分別管理及び書類管理方針書

事業所名

令和 年 月 日作成

本方針書は、長野県木材協同組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材(チップ)の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(令和6年11月1日)」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン(以下「合法性ガイドライン」という)に基づき証明する木材・木材製品(以下「合法木材」という。)及び間伐材チップの確認のためのガイドライン(以下「間伐材ガイドライン」という)に基づき確認する間伐材、発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン(以下「発電用ガイドライン」という)に基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

また、併せて、GHG 関連情報の収集・管理・伝達(以下、「GHG 関連情報の管理等」という)の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、当社の工場において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

(分別管理責任者・GHG 関連情報管理等責任者)

- ・ 分別管理、GHG 関連情報の管理等を適切に行うため、 を分別管理・GHG 関連情報管理等責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者・GHG 関連情報管理等責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG 関連情報の管理等及びその実施状況の点検を責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 原木の入荷に当たっては、納品書等により合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材とが混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

- チップ加工等に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材と混在しないように加工する。
- チップ等の出荷に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。
- 製材品の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等とそれ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(書類管理)

- 分別管理・GHG 関連情報管理等責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材について、それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告（GHG関連情報を伴うものを含む。）として取りまとめる。
- 合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報（GHG関連情報を伴うものを含む。）が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。